

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月27日	
条例の題名	日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除および出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例		公布日	昭和27年5月30日
条例番号	昭和27年三重県条例第17号		直近改正日	改正なし
所管部局課	総務部人事課		電話番号	059-224-2103
条例の概要	公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めるものである。		条例の類型	委任型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	いいえ	制定時の目的は達成しており、今後においても処分可否の検討等に当たって本条例の規定を用いることはない	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	いいえ		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	制定時の目的は達成しており、今後においても処分可否の検討等に当たって本条例の規定を用いることはない	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。但し、制定時の目的は達成しており、今後においても処分可否の検討等に当たって本条例の規定を用いることはない	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条の規定に基づいている。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	該当なし		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	該当なし		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	いいえ	制定時の目的は達成しており、今後においても処分可否の検討等に当たって本条例の規定を用いることはない	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	該当なし		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	該当なし		
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし		
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
廃止を検討する	制定時の目的は達成しており、今後においても処分可否の検討等に当たって本条例の規定を用いる必要がないことから、廃止が妥当と考える	廃止の際、廃止条例附則にて「廃止前の条例に基づく免除は廃止後もなお効力を有する」旨を規定する必要があると考える	無	無